

# 平成31（令和元）年度「地域の子育て食環境支援業務」実施要領

## 1 事業の目的

東日本大震災後の子どもたちの肥満、体力低下、食生活・食習慣の乱れ等の健康課題に対応するため、公益社団法人福島県栄養士会の協力のもと、栄養士未配置の保育所等に対する給食献立のアドバイス、保育所・こども園・幼稚園・学校等・行政・地域等（福島県食育応援企業・うつくしま健康応援店等）における栄養・食生活指導等を実施することを通して、子どもの発育・発達段階に応じた望ましい食習慣の定着を図るとともに、円滑な地域の栄養指導体制の充実を図ることを目的とする。

## 2 事業の実施主体

福島県

公益社団法人福島県栄養士会

## 3 事業実施時期

平成31年4月1日から令和2年3月22日まで

## 4 事業実施体制

業務実施に当たっては、県保健福祉事務所の指導助言に基づき、市町村、関係機関と連携を図りながら実施する。

## 5 事業内容

- (1) 保育所、幼稚園、学校、行政、地域（福島県食育応援企業・うつくしま健康応援店等）等からの要望書に基づき、以下の活動を行う。
  - ア 施設等が将来的に継続して独自に食育活動を進めるための活動支援や助言
    - ・栄養士未配置の保育所等に対する給食献立のアドバイス
    - ・保育所、こども園、幼稚園、学校等の子どもや保護者等に対する栄養・食生活指導や体験活動
  - イ 県・市町村・地域等（福島県食育応援企業・うつくしま健康応援店等）が実施するイベントや講習会等における栄養・食生活指導や体験活動
  - ウ その他、福島県の食育を推進するための支援等
- (2) 上記（1）を円滑に実施するための事前打合せ・研修会の開催（3回）

各地域での支援業務を円滑かつ効果的に行うため、福島県栄養士会主催による事前打合せ・研修会を開催する。

## 6 連絡・問い合わせ先

福島県栄養士会への支援要望書の送付は、郵送又はFAXで行うものとし、後日、福島県栄養士会から電話等で連絡することとする。

直接、電話等での連絡・問い合わせの受け付け時間は、専門コーディネーターの勤務時間である毎週月曜日・火曜日・金曜日の9時から17時までとする。

〈支援要望書送付先・連絡先〉公益社団法人 福島県栄養士会

住所：〒963-8014 郡山市虎丸町6-18 虎丸ビル201

電話：024-939-1195

FAX：024-939-1222

※終日受付可。後日、福島県栄養士会から電話連絡をする。

## 7 活動の流れ及び活動報告等

### (1) 要望内容の確認と支援活動に向けた準備

ア 福島県栄養士会は、支援要望のあった関係機関等へ支援内容等の確認をする。

イ 福島県栄養士会は、支援活動を担当する栄養士・管理栄養士(以下、支援担当者という。)との調整を行う。

ウ 支援担当者は、支援要望関係機関及び管轄保健福祉事務所との事前打ち合わせ等を行う。

### (2) 支援活動の実施

ア 支援担当者は、事前打ち合わせ等で確認した支援活動を実施する。

イ 支援担当者は、支援活動実施終了後、原則として業務実施終了後、翌月10日までに、別紙「実績報告書(様式第1号)」により、管轄保健福祉事務所・中核市保健所、依頼者に業務実施内容を報告する。

なお、福島県栄養士会は、その他必要に応じて連絡、報告等を行う。

### (3) 支援活動実施後の活動報告等

ア 福島県栄養士会は、支援担当者より報告された様式第1号等に基づき、支援担当者等への謝礼等の支払いを行う。

イ 福島県栄養士会は、支援担当者より報告された様式第1号等に基づき、別紙「実績報告書(様式第2号)」により毎月の支援活動実績をとりまとめ、翌月末までに県庁健康づくり推進課に報告する。

## 8 留意事項

(1) 支援活動にあたっては、福島県栄養士会は、県保健福祉事務所や依頼者等と事前打ち合わせ等を行い、円滑に支援ができるようにすること。

(2) 相談や訪問等により得られた個人情報の取り扱いについては、十分注意すること。

(3) 支援活動で把握した健康課題や連絡事項等については、指定した様式のみでなく、必要に応じ、市町村担当者等に随時報告、情報提供等をしていくこと。

(4) 子どもたちの食に関する体験学習の機会が減少していることから、日常のかつ健康的な食生活を体験的に学べるよう配慮すること。なお、季節行事等に関連した体験活動ではなく、日常として継続できる内容の活動とすることが望ましい。具体的には、料理を学ぶ機会(調理実習)を増やす、味覚教育の機会を設けるよう努めること。

(5) 健康的な食生活及び栄養教育の基本となる「バランスのよい食事」について具体的に理解し、実践できる力をはぐくむような活動となるよう配慮すること。

(6) 地域全体の健康度向上のために、あらゆる場で一貫した情報提供を行える体制の整備に努めること。

(7) 支援の主体が変わる場合(就学等により、保育所や幼稚園等から学校へなど)にも、切れ目なく支援が継続するような体制となるよう配慮すること。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。